

JESラベル表示に関する補足資料

JES認定とJES認定ラベル使用契約について

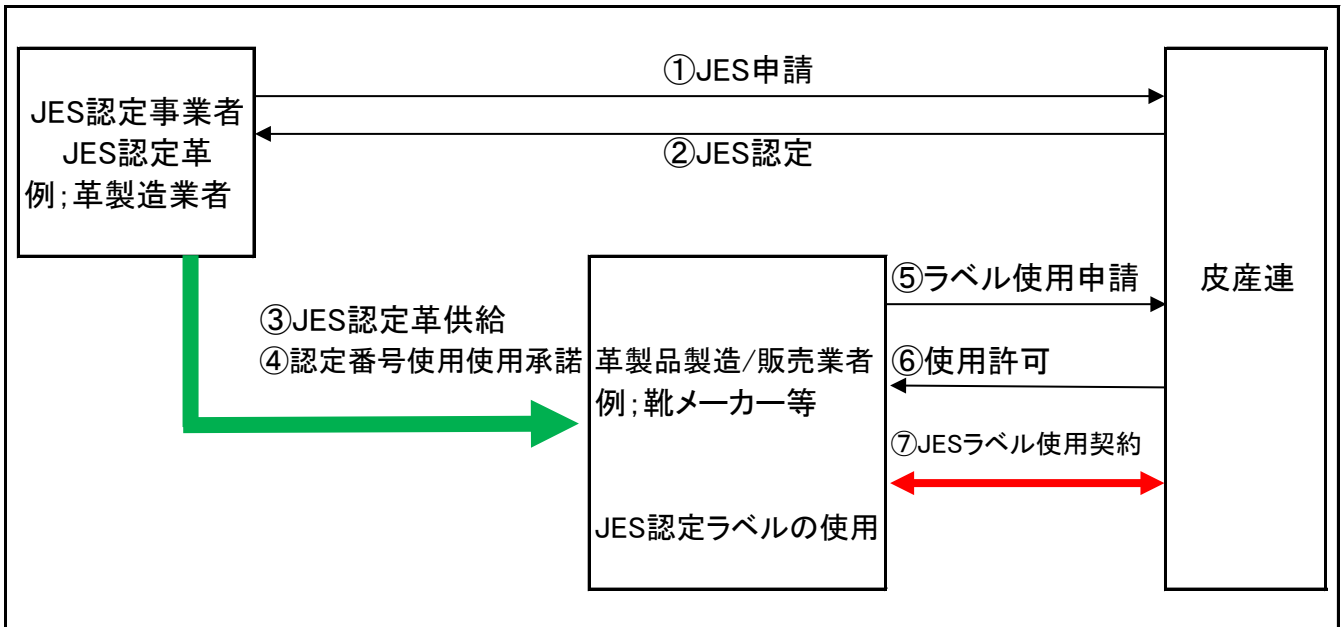
JES認定ラベルを表示する事業者が(一社)日本皮革産業連合会と契約する。

1. JES認定事業者とJES認定ラベル使用者が同一の場合は、JES認定ラベル使用者(即ち、JES認定事業者)が皮産連とラベルの使用契約をかわします。

2. JES認定事業者とJES認定ラベル使用者が異なる場合は次のとおりです。

例: JES認定事業者; 製革業者または革販売業者

JES認定ラベル使用者; 革製品製造業者または革製品販売業者



革製品でのラベル使用申請条件:

- ・JES認定革を表面積で60%以上使用
- ・使用部分を明示
- ・JES認定業者による認定番号使用承諾が必要

マーク表示



革での表示例

日本エコレザー基準認定ラベル

認定番号; 09####
 認定年月日; 2009.10.##
 認定革の製造国; 日本
 認定革の使用部分; 甲革
 このラベルは、革の化学物質(重金属・PCP・ホルムアルデヒド・禁止アゾ染料など)が基準内であることを認定したものです。
 詳細の掲示;
<https://ecoleather.jlia.or.jp>

革製品での表示例

日本エコレザー基準認定ラベル

認定番号; 09###1 (甲革、黒色革)
 認定番号; 09###2 (甲革、赤色革)
 認定年月日; 2009.10.##
 認定革の製造国; 日本
 認定革の使用部分; 甲革
 このラベルは、革の化学物質(重金属・PCP・ホルムアルデヒド・禁止アゾ染料など)が基準内であることを認定したものです。
 詳細の掲示;
<https://ecoleather.jlia.or.jp>
 (製品表示許可番号; G09####)